

# 「地区防災計画」作成の 手引き

令和4年3月

羽島市

## 目次

1.地区防災計画制度について .....	3
1-1 地区防災計画とは .....	3
1-2 地区防災計画の基本的な考え方 .....	4
1-3 地区防災計画に定める内容・作成イメージ .....	5
(1) 計画に定める内容 .....	5
(2) 地区防災計画作成のイメージ .....	6
2.地区防災計画作成までの流れ .....	8
2-1 はじめに .....	8
2-2 計画の対象範囲を決定する .....	8
2-3 計画主体を決める .....	9
2-4 地区の災害特性を知る .....	9
(1) 自然特性の把握(例) .....	9
(2) 社会特性の把握(例) .....	9
2-5 災害時が起きた場合の活動を検討し計画に盛り込む .....	11
(1) 想定される活動と防災活動 .....	11
(2) 防災用資機材 .....	12
(3) 体制の整備 .....	13
2-6 検討をした活動や体制をもとに訓練を実施・計画の見直し .....	14
(1) 防災訓練の実施 .....	14
(2) 計画の実践と検証 .....	15
3.地区防災計画の提案 .....	16
3-1 計画提案の流れ .....	16

(1) 提案書・素案の提出 .....	16
(2) 羽島市防災会議での審議 .....	17
(3) 審議結果の通知 .....	17
(4) 羽島市地域防災計画への反映.....	18
(5) 計画の更新.....	18

## 1.地区防災計画制度について

### 1-1 地区防災計画とは

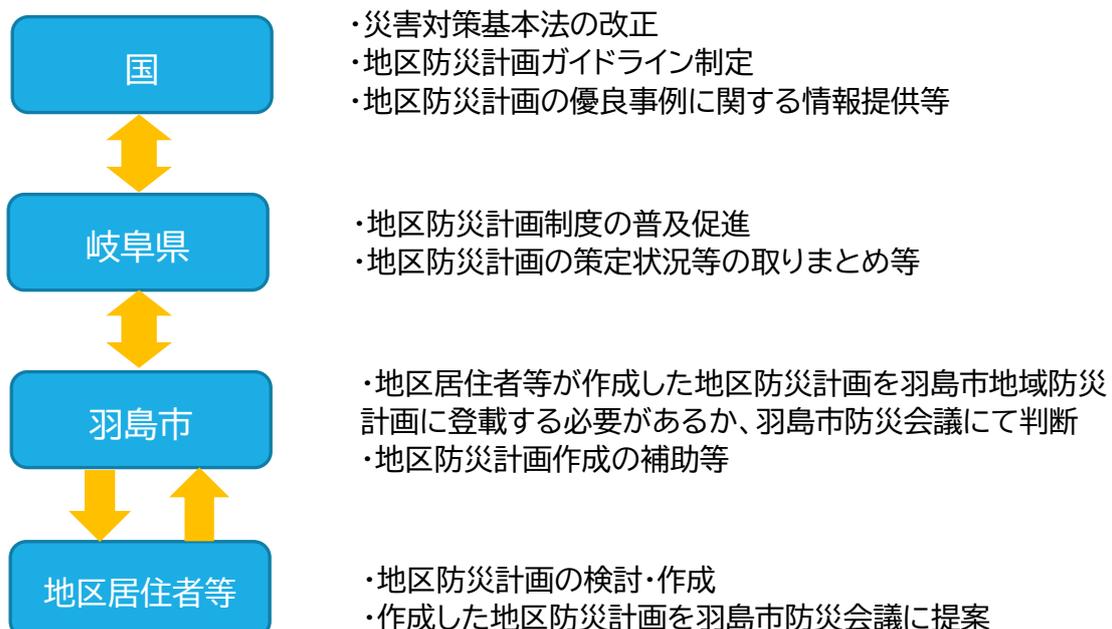
我が国の防災計画は、国レベルの総合的かつ長期的な計画である防災基本計画と、地方レベルの都道府県及び市町村の地域防災計画があり、それぞれのレベルで防災活動が実施されています。

しかし、東日本大震災において、自助、共助及び公助がうまくかみあわないと大規模広域災害後の対策がうまく働かないことが強く認識されました。

市町村の行政機能が麻痺するような大規模広域災害が発生した場合には、まずは、自分自身で自分の命や身の安全を守ることが重要であり、その上で、地域コミュニティでの相互助け合いが重要になってくるのです。

その教訓を踏まえて、平成 25 年の災害対策基本法改正では、自助及び共助に関する規定がいくつか追加されました。その際、地域コミュニティにおける共助による防災活動の推進の観点から、市町村内の一定の地区の居住者及び事業者（地区居住者等）が行う自発的な防災活動に関する「地区防災計画制度」が新たに創設されました（平成 26 年4月1日施行）。

#### 【地区防災計画制度の全体イメージ】



## 1-2 地区防災計画の基本的な考え方

### ○地域コミュニティ主体のボトムアップ型の計画

地区防災計画は、地区居住者等により自発的に行われる防災活動に関する計画であり、地区居住者等の意向が強く反映されるボトムアップ型の計画です。

地区の特性をよく知っている地区居住者等が計画作成に参画することで、地区の実情に即した地域密着型の計画を作ることができます。

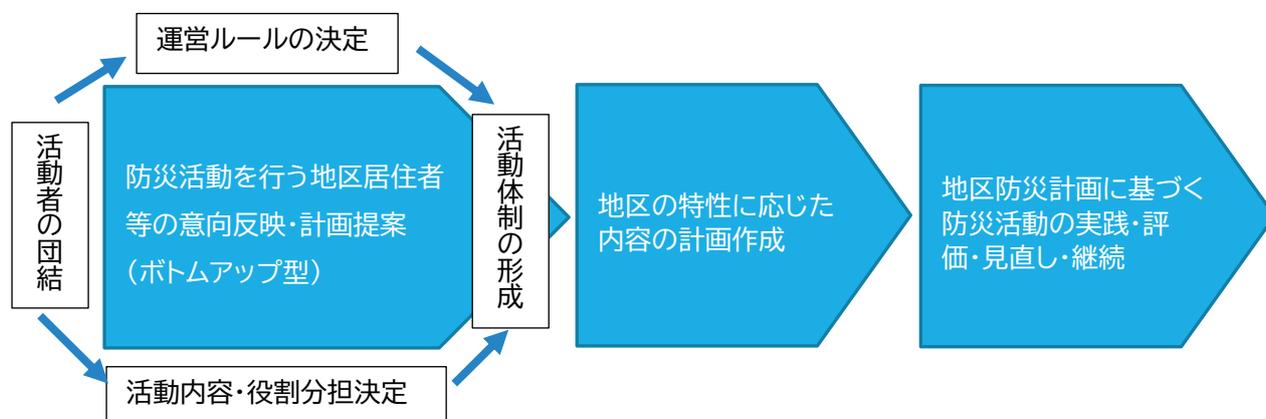
### ○地区の特性に応じた計画

地区防災計画は、各地区の特性(自然特性・社会特性)や想定される災害等に応じて、多様な形態をとることができるように設計されています。

計画の作成主体、防災活動の主体、防災活動の対象である地域コミュニティ(地区)の範囲、計画の内容等は地区の特性に応じて、自由に決めることができます。

### ○継続的に地域防災力を向上させる計画

単に計画を作成するだけでなく、日頃から力を合わせて計画に基づく防災活動を実践し、定期的に評価や見直しを行うことで、その活動を形骸化しないようにすることが重要です。



## 1-3 地区防災計画に定める内容・作成イメージ

### (1) 計画に定める内容

計画作成には、まず、地区における過去の災害事例やハザードマップ等の被害想定を踏まえ、想定される災害について検討を行います。その上で、実際に活動を行う活動主体の目的やレベルに合わせて、地区の特性に応じた防災活動を盛り込むことが重要となります。

なお、内閣府の「地区防災計画ガイドラン」には、次のような項目の例が示されています。

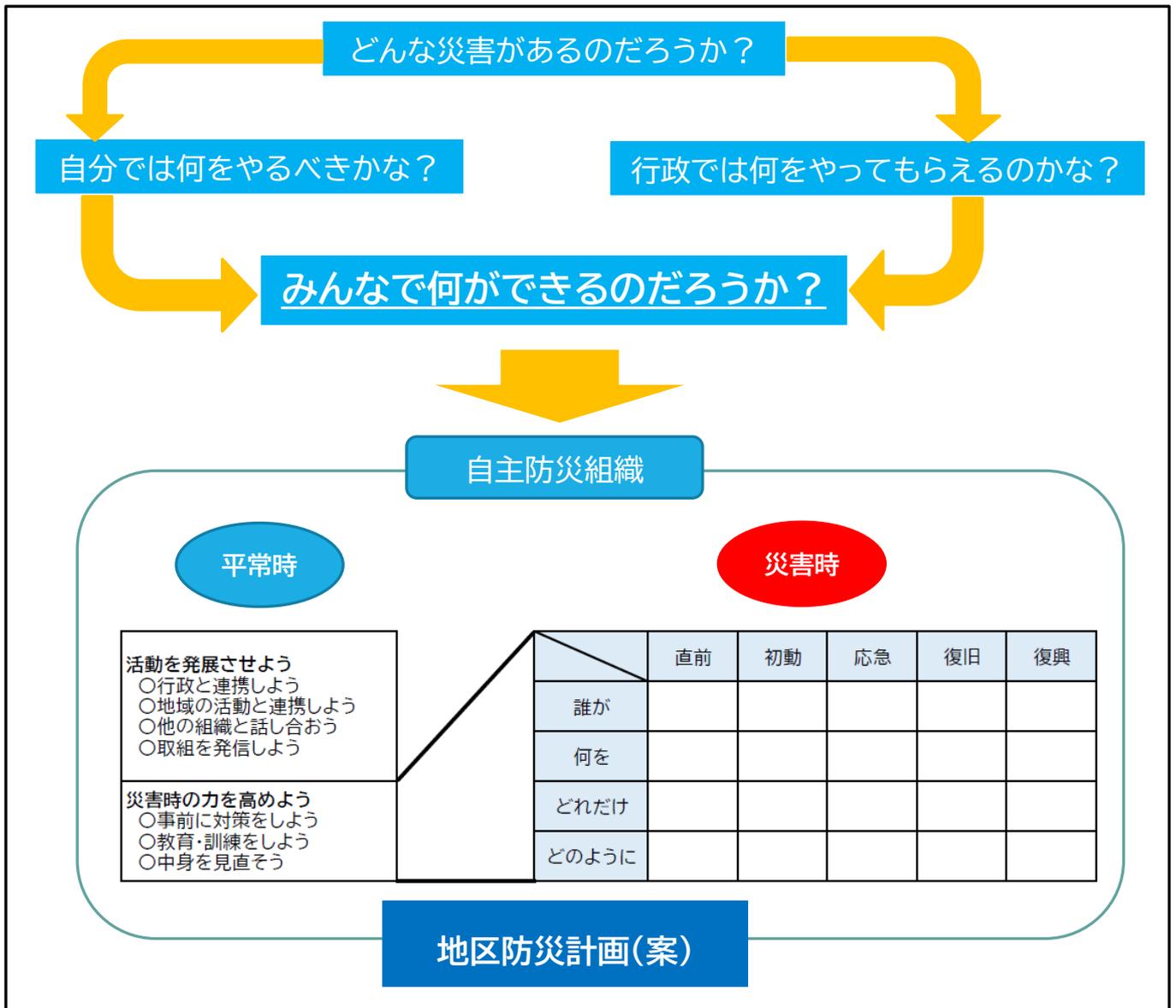
#### ○△地区防災計画（例）

- 1 計画の対象地区の範囲  
○○町自治会、△△区自治会 等
- 2 基本的な考え方
  - (1)基本方針(目的)
  - (2)活動目標
  - (3)長期的な活動計画
- 3 地区の特性
  - (1)自然特性
  - (2)社会特性
  - (3)防災マップ
- 4 防災活動の内容
  - (1)防災活動の体制(班編成)
  - (2)平常時の活動
  - (3)発災直前の活動
  - (4)災害時の活動
  - (5)復旧・興期の活動
  - (6)羽島市、消防団、各種地域団体、ボランティア等との連携
- 5 実践と検証
  - (1)防災訓練の実施・検証
  - (2)防災意識の普及啓発
  - (3)計画の見直し

※例示となりますので、全ての項目を記載する必要はありません。

※地区の実情に合った計画を作成するため、必要に応じて項目を加除しましょう。

## (2) 地区防災計画作成のイメージ



### 【作成イメージ(例)】

- ① 当該地区で過去に発生した大規模な自然災害を調べ、災害の内容・被害・災害対応に関する問題について地区居住者等が把握します。
- ② 行政が発表する被害想定(ハザードマップ等)や、防災まち歩き等による地区内の危険箇所の把握を行います。
- ③ 地区内の要配慮者状況の把握とその支援内容・方法を確認しておき、実際に備えて訓練を行います。

- ④ 地区内を実際に歩き、防災マップを作成します。このマップを基に、地区居住者等が地区の安全な場所及び危険な場所を認識し、安全な避難方法を検討します(代替ルートの確認も必要)。
- ⑤ 活動体制を整備するために取りまとめ役を決定したり、各メンバーの平常時や災害時における役割分担を具体的に決め、班編成をしておきます。
- ⑥ 具体的な活動を検討し、そのために必要な防災資機材の内容や保管場所等をあらかじめ決めておきます。
- ⑦ 近隣の地区居住者等、自主防災組織、消防団、水防団、地域団体等との連携について、検討します。

## 2.地区防災計画作成までの流れ

### 2-1 はじめに

地区防災計画作成する第一歩は、地区における「防災意識の高まり」が重要となります。

災害が発生した際、羽島市としても最大限対応させていただきますが、災害の規模に対して十分に対応が行き届くとは限らず、公助には限界があります。

そこで、災害の被害を軽減するには地区の皆さんが「自分たちで何とかしよう」と考えることが重要であり、そういった防災意識が醸成されれば、地区としてやるべき対策、地区防災計画に記載すべき事項は見えてきます。

まずは、地区の防災意識を高めるため防災研修会を開催したり、地区独自の防災訓練を開催したりして、共助で「防災意識の高まり」に取り組みましょう。

### 2-2 計画の対象範囲を決定する

対象範囲を適切な範囲で決定することは、地区防災計画の目的を達成するために重要なことです。

内閣府の「地区防災計画ガイドライン」では、地区防災計画は、都市部、郊外、住宅地、商業地、工業地、マンション、戸建住宅等の区別なくあらゆる地区の居住者等を対象にしており、その範囲も自治会、町内会、小学校区、マンション単位等多様なものが想定されています。

羽島市においては、自治会(自主防災組織)、町自治会、避難所単位、共同住宅単位が対象範囲として適切と考えています。

自治会(自主防災組織)や避難所単位等の重なる地区で、別の計画が規定されていても差し支えありませんが、相互に連携するよう努めてください。

## 2-3 計画主体を決める

計画の作成にあたっては、作成の中心となる組織を決めましょう。地区の防災を担う関係者(自治会、自主防災組織、消防団、水防団、民生委員、学校関係者等)を巻き込み、広く意見を聞きましょう。

なお、計画は地区住民の理解が必要であることから、関係者の役員会や代表のみで共有・完結するのではなく、地区の住民に対し、広く研修会や防災訓練を開催することで、より身近な計画となるように工夫をしましょう。

## 2-4 地区の災害特性を知る

作成する計画の実効性を高めるために、地区で想定される災害を確認しましょう。過去のどのような災害があったか、どのような災害が想定されるかを考えて、地区の特性を知ることが必要です。その際には、羽島市ハザードマップ、気象庁ホームページ等を活用しましょう。

---

### (1) 自然特性の把握(例)

- 過去に災害が起こった場所はないか(例:台風〇号、床上浸水〇件)
- 洪水で浸水が考えられるのはどの範囲か
- 大雨が降った時に浸水しそうな(浸水したことがある)場所はどこか
- 冠水しそうなアンダーパスはないか
- 地震で倒壊しそうなブロック塀や電柱、大木はないか
- 地震で落下しそうな看板等はないか
- マンホールや貯水槽のフタは大丈夫か

---

### (2) 社会特性の把握(例)

- 地区の人口は何人か(または世帯数)
- 地区の高齢化率はどのくらいか
- 一人暮らしの世帯数はいくつか

□避難行動要支援者は何人か

※これらの自然特性・社会特性の把握は地区の特性を知ることが目的であるので、全て実施しなければならないということではありません。地区の特性、活動主体の方針や経験等に応じて、確認してください。

---

### 【参考】防災マップの作成

地区の特性を知るために、実際にまち歩きをしながら上記の自然特性について確認し、気づいた点や危険箇所を地図に記して、地区独自の防災マップを作りましょう。写真やコメントを入れるとより分かりやすくなります。

#### 【作成の手順(例)】

#### ★STEP1 自分たちのまちを歩く(防災まち歩き)

・地区内を実際に歩き、災害が起こった場合の危険場所や避難する場所、その他防火水槽や消火栓等の防災設備の位置を確認しましょう。できるだけ多くの人に参加することで、多くの情報がもたらされるため、より良い防災マップに仕上がります。地区が広い場合は、班分けをして「防災まち歩き」をしましょう。

#### ★STEP2 防災まち歩きの結果を地図に書き込む

・STEP1の結果を踏まえて確認した場所、防災設備等を白地図に書き込んでいきましょう。(ワークショップ)

#### ★STEP3 地区にふさわしい安全対策を考える

・STEP2の結果で明らかになった地域の課題に対して、避難場所・避難経路・安全対策を考えましょう。地震のとき、風水害のときなど、状況に応じて地区で必要な対策を話し合ってみましょう。(ワークショップ)

⇒防災マップの完成・・・地区防災計画に記載

## ★STEP4 防災マップを更新する

・定期的に防災マップの更新を行いましょう。出来上がった防災マップを用いて防災訓練を行うことにより、内容の改善や危険な場所が増えることもあります。状況に併せて内容の更新を図りましょう。

### 2-5 災害時が起きた場合の活動を検討し計画に盛り込む

#### (1) 想定される活動と防災活動

災害時は、家屋が倒壊したり火災が発生したり普段使用している道路が通行できなくなったりと、平常時とは、異なる状況が想定されます。

平常時、発災直前、災害時及び復旧・復興期の例として、以下のように想定されます。それぞれの活動を検討し、地区防災計画に反映させましょう。

- ① 平常時……………個人や地区で取り組む防災活動を記載
- ② 発災直前……………「避難」に関する状況把握、避難判断、情報共有・伝達、避難行動等について記載
- ③ 災害時……………初期消火、救出・救護、災害時要配慮者支援、避難所運営、物資配分、在宅避難者支援等について記載
- ④ 復旧・復興期…被災者に対する地域コミュニティによる支援を記載

① 平常時	② 発災直前	③ 災害時	④ 復旧・復興期
<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災訓練、避難訓練（情報収集・共有・伝達訓練を含む）</li> <li>・活動、連絡体制の整備</li> <li>・防災マップ作成</li> <li>・避難路の確認</li> <li>・指定緊急避難場所、指定避難所等の確認</li> <li>・要配慮者の保護等地域で大切なことの整理</li> <li>・食料等の備蓄</li> <li>・救助技術の取得</li> <li>・防災教育等の普及啓発活動</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報収集・共有・伝達</li> <li>・連絡体制の整備</li> <li>・状況把握（見回り・住民の所在確認等）</li> <li>・防災気象情報の確認</li> <li>・避難判断、避難行動等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身の安全の確保</li> <li>・出火防止、初期消火</li> <li>・住民間の助け合い・救出及び救助</li> <li>・率先避難、避難誘導、避難の支援</li> <li>・情報収集・共有・伝達</li> <li>・物資の仕分け</li> <li>・炊き出し</li> <li>・避難所運営、在宅避難者への支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被災者に対する地域コミュニティ全体での支援</li> <li>・行政関係者、学識経験者等が連携し、地域の理解を得て速やかな復旧・復興活動を促進</li> </ul>
消防団、各種地域団体、ボランティア等との連携			

参照：地区防災計画ガイドライン（内閣府）

## (2) 防災用資機材

地区で備蓄している資機材について、一覧を作成しておきましょう。また、鍵の保管者や保管場所についても、事前に整理しておくことと災害時に慌てることはありません。

①情報収集・伝達	携帯用無線機、MCA 無線機、電池メガホン、携帯用ラジオ、腕章、住宅地図、模造紙、メモ帳、油性マジック等
②初期消火	可搬式動力ポンプ、可搬式散水装置、簡易防火水槽、ホース、スタンドパイプ、格納器具一式、街頭用消火器、防火衣、蔦口、ヘルメット、水バケツ、防火井戸等
③水防	救命ボート、救命胴衣、防水シート、シャベル、ツルハシ、スコップ、ロープ、かけや、くい、土のう袋、ゴム手袋等
④救出	バール、はしご、のこぎり、スコップ、なた、ジャッキ、ペンチ、ハンマー、ロープ、チェーンソー、エンジンカッター、チェンブロック、油圧式救援器具、可搬式ウィンチ、防煙・防塵マスク等
⑤救護	担架、救急箱、テント、毛布、シート、簡易ベット等
⑥指定避難所運営等	リヤカー、発電機、警報器具、携帯用投光器、標識板、標識、強力ライト、簡易トイレ、寝袋、組立式シャワー等
⑦給食・給水	炊飯装置、鍋、こんろ、ガスボンベ、給水タンク、緊急用ろ水装置、飲料用水槽等
⑧訓練・防災教育	模擬消火訓練装置、放送機器、119 番訓練用装置、組み立て式水槽、煙霧機、視聴覚機器(ビデオ・映写機等)、住宅用訓練火災警報器等
⑨その他	簡易機材倉庫、ビニールシート、携帯電話機用充電器、除雪機等

参照：地区防災計画ガイドライン(内閣府)

### (3) 体制の整備

地区で活動する班の体制を考えましょう。活動は多岐に渡るため、あらかじめ活動班ごとに役割を決め、連絡網を整備しましょう。また、羽島市では、毎年4～5月にかけて、自主防災組織に活動計画書の作成をお願いしています。その体制も参考にして、地区防災計画での役割分担も考えましょう。

#### 【各班の役割(例)】

班名		平常時の役割	災害時の役割
総務班	⇒	全体調整、要配慮者の把握	全体調整、被害・避難状況の全体把握
情報班	⇒	情報の収集・共有・伝達	情報の収集・共有・伝達(状況把握、報告活動等)
消火班	⇒	器具点検 防災広報	初期消火活動
救出・救護班	⇒	資機材調達・整備	負傷者等の救出、救護活動
避難誘導班	⇒	避難路、指定緊急避難場所、指定避難所等の確認	住民の避難誘導活動
給食・給水班	⇒	器具点検	水、食糧等の配分、炊き出し等の燃料確保、給食・給水活動
連絡調整班	⇒	近隣の他団体との事前調整	他団体との調整
物資配分班	⇒	個人備蓄等の啓発活動	物資配分、物資需要の把握
清掃班	⇒	ごみ処理対策の検討	ごみ処理の指示
衛星班	⇒	仮設トイレの対策検討	防疫対策、し尿処理
安全点検班	⇒	危険箇所の巡回・点検	二次災害軽減のための広報
防犯・巡回班	⇒	警察との連絡体制の検討	防犯巡回活動
応急修繕班	⇒	資機材、技術者との連携検討	応急修理の支援

参照：地区防災計画ガイドライン(内閣府)

この他、避難所運営に関する役割やルール、指定緊急避難場所、行政機関等の連絡先などを記載しておきます。

※避難所の運営については、「羽島市避難所運営ガイドライン」や、各地域で作成された「避難所運営マニュアル」を参照してください。

## 2-6 検討をした活動や体制をもとに訓練を実施・計画の見直し

### (1) 防災訓練の実施

検討した活動や体制をもとに、特に重要性や必要性の高いと考える訓練を実施し、有効性を検証しましょう。訓練の中から改善点を発見し、検証、改善へと繋げ、計画に反映しましょう。

また、他の地区等との合同訓練により災害時の総合的な動きを検証することも有効です。

#### ◇訓練メニュー例【状況別訓練】

避難時の訓練の例	避難後の訓練の例	応急訓練の例
避難訓練	避難所開設	消火訓練
避難路、指定緊急避難場所、指定避難所等の確認		救急応急措置訓練 (心肺蘇生法、AED講習等)
避難経路上の危険箇所の確認	避難所運営 (燃料調達、給食・給水、情報収集・共有・伝達等)	防災資機材取扱訓練
要配慮者の把握		
安否確認訓練 (白いタオル運動)	炊き出し訓練	

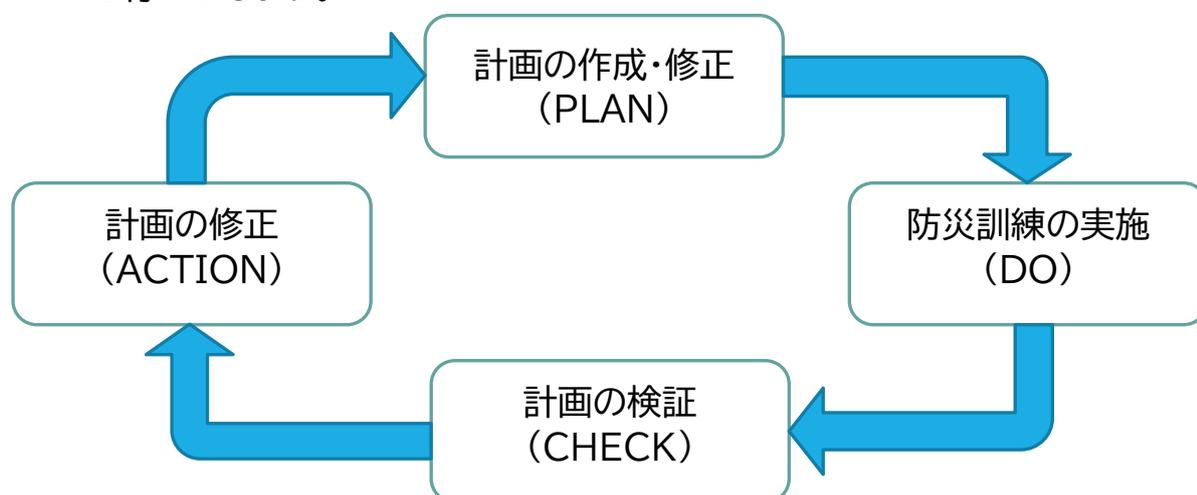
◇訓練メニュー例【机上訓練・防災運動会】

クロスロードゲーム	災害時の切迫した状況下での判断・行動について、多様な考え方があること、そのような状況への備えに気づきあうための二者択一式ゲーム。
防災運動会	担架リレー、バケツリレー、土嚢積みリレー、防災クイズ等防災をテーマにした運動会。地区の行事とともに実施したり、幅広い年代が参加することを想定。
DIG (災害図上訓練)	地区に災害が発生したことを想定して、入手した情報を踏まえ、災害の状況、予測される危険等を大きな地図に記入する訓練。
HUG (避難所運営ゲーム)	避難者の事情に応じて、避難所に見立てた平面図に適切に避難者を配置できるか、トラブルにどう対応するか等避難所運営を模擬体験するゲーム。

参照：地区防災計画ガイドライン(内閣府)

(2) 計画の実践と検証

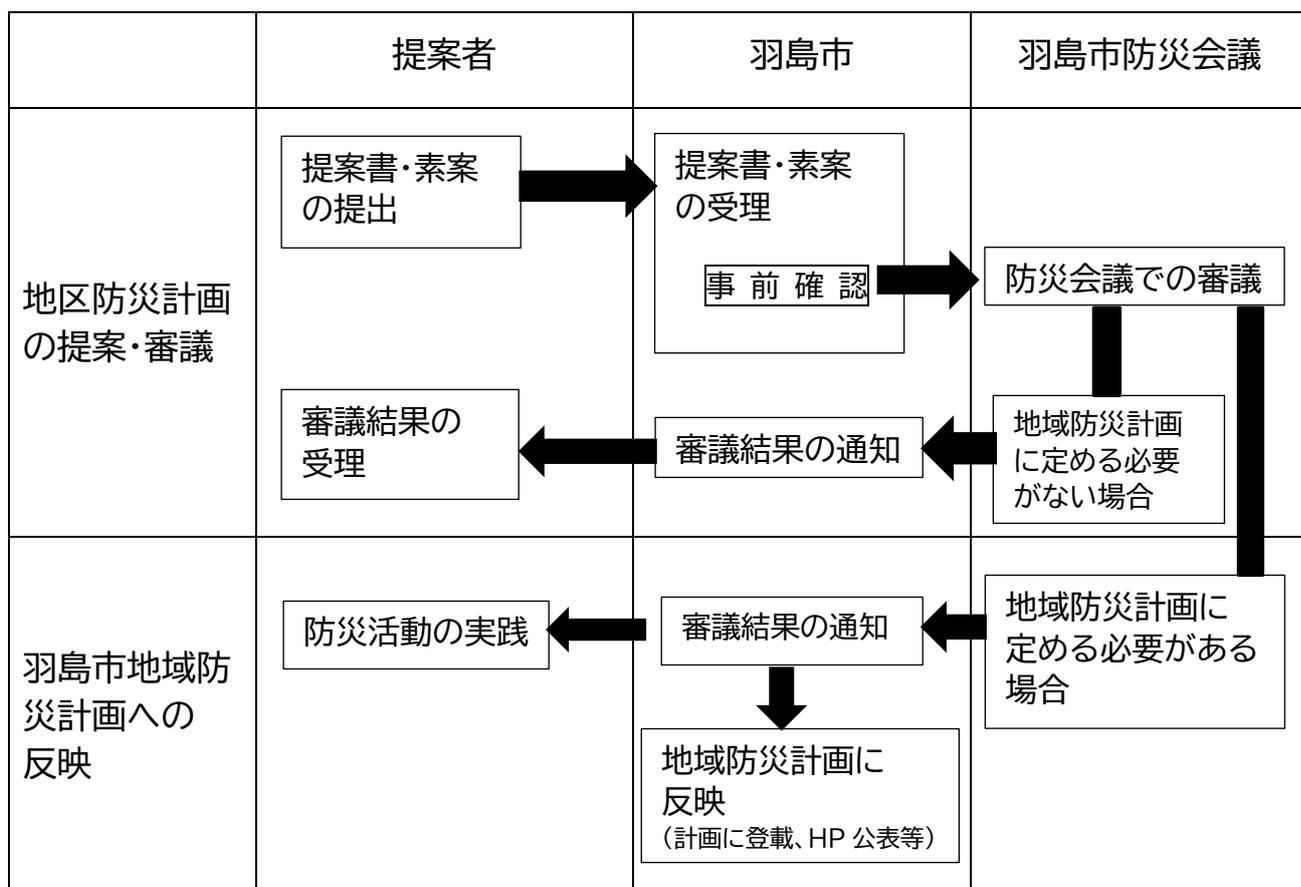
地区防災計画は内容が古くなったり、形骸化しないよう、防災訓練の検証結果等を踏まえ、PDCA サイクルに従って、定期的に地区防災計画の見直しを行いましょう。



### 3. 地区防災計画の提案

地区防災計画制度では、地区居住者等の皆さまが作成した地区防災計画の素案を羽島市地域防災計画に登載できるよう羽島市防災会議会長(市長)に対して提案を行うことができます。これを「計画提案」といいます。

#### 3-1 計画提案の流れ



#### (1) 提案書・素案の提出

地区防災計画を作成した場合、次の提出書類を危機管理課に提出し、計画提案を行ってください。

## 【提出書類】

	提出書類	備 考
1	地区防災計画提案書(様式1)	紙媒体(1部)
2	地区防災計画素案	紙媒体(2部)とPDFデータ
3	当該地区の居住者等であることを証明する書類	居住者:住民票、免許証の写し等 ※提案者が区長(自治委員)の場合は不要 事業者:登記事項証明書 等
4	計画提案に伴い、他の居住者の同意を得たことが確認できる資料	会議の議事録や会議日程、参加者がわかる資料等(地区防災計画素案に記載があれば省略できます)

---

### (2) 羽島市防災会議での審議

作成された地区防災計画は、羽島市防災会議で羽島市地域防災計画に定める必要があるかどうか審議されます。主な審議項目は次のとおりです。

- (1) 羽島市地域計画の内容に抵触していないか
- (2) 計画作成に関し、当該地区の他の居住者の理解がなされているか
- (3) 活動の実態はあるか

---

### (3) 審議結果の通知

羽島市防災会議において審議された結果は、様式2により、その旨及び理由を提案者へ通知します。

---

#### (4) 羽島市地域防災計画への反映

羽島市防災会議において羽島市地域防災計画に定める必要があると認められたときは、羽島市地域防災計画の地区防災計画編に、地区名、計画名、策定年月等を掲載します。

---

#### (5) 計画の更新

地区居住者等は、活動の検証等を踏まえ、計画の見直しを行うことが重要です。見直した内容は、再度、「2 計画提案の流れ」に沿って手続きを行うことになる場合もありますことから危機管理課にご相談ください。

様式 1

年 月 日

羽島市防災会議会長

羽島市長 様

提 案 者

地区防災計画提案書

下記の計画について、災害対策基本法第42条の2第1項に基づき、羽島市地域防災計画へ規定することについて必要書類を添付し提案します。

記

1 計 画 名 称

2 計 画 提 案 者

代表 提案者	団体名	
	代表者氏名	
	住所	
	連絡先 (電話番号・E-mail 等)	
共同で 計画提案 を行う場合 の団体名 等	団体名	
	代表者氏名	
	住所	
	連絡先 (電話番号・E-mail 等)	

3 添付書類

- (1)地区防災計画素案(2部)
- (2)当該地区の居住者等であることを証明する書類 等
- (3)計画提案に伴い、他の居住者の同意を得たことが確認できる資料

様式 2

年 月 日

\_\_\_\_\_ 様

羽島市防災会議会長

羽島市長

### 審議結果通知書

災害対策基本法第42条の2第4項に基づき、提案のあった下記の計画について、羽島市防災会議にて審議された結果を下記のとおり通知します。

#### 記

#### 1 計画の内容等

計画名称 \_\_\_\_\_

団体名 \_\_\_\_\_

代表者氏名 \_\_\_\_\_

#### 2 審議結果

(1) 審議日 年 月 日

羽島市防災会議

(2) 審議結果及び規定しない場合その理由

年 月 日付、地区防災計画提案書により提案された(計画名) \_\_\_\_\_ は、上の会議において審議した結果、羽島市地域防災計画に 

規定する
規定しない

 ものとする。

編集 羽島市 市長室 危機管理課

TEL 058-392-1111(内線5102)

FAX 058-394-0250

HP <http://www.city.hashima.lg.jp>